

がん対策推進基本計画の地方自治体への打ち出し方

平成 29 年 4 月 13 日

京都府健康福祉部 松村淳子

1 市町村の健康増進計画にがんに係る内容を記載

都道府県と異なり市町村には、がん対策推進計画の策定が法律に定められていないが、今後は市町村においてもがん対策の実行性を高めるため、市町村の健康増進に基づく計画（健康増進法第 8 条 努力義務）等に、がんに係る予防（生活習慣病予防、禁煙の推進等）に加え、がん検診受診率向上や普及啓発等について、盛り込むよう促してはどうか。

2 「地域の医療・介護サービスの提供体制の構築」を基本計画の個別目標として明確化

高齢化の進行に伴い、高齢者のがん患者も増加、また、がん治療や緩和医療も進み、在宅療養体制の構築や介護サービスと連携した提供が求められる。いずれも、都道府県や市町村が実施主体として取り組むべき内容。

現行の計画にも記載はなく、また桜井委員提出資料の体系図においても「地域の医療・介護サービスの提供体制の構築」については、緩和ケアの推進の項目に入り、医療提供の一つに見えてしまう。

来年度策定する保健医療計画や、介護保険計画への意識づけも必要であり、「地域の医療・介護サービスの提供体制の構築」を基本計画の個別目標として明確化してはどうか。

3 国、都道府県、市町村それぞれの役割に応じた施策の実行

現がん対策推進計画においては、「第 5 2. 都道府県による都道府県計画の策定」が明記されているものの、市町村については記載がない。

第三期計画においては、国、都道府県、市町村が取り組むべき内容を記載する方向で検討してはどうか。

※国・都道府県・市町村の役割のイメージ

実施者	
国	<ul style="list-style-type: none"> 国レベルの集約が必要な事業 ゲノム医療や小児がん、AYA 世代等の希少がん、難治性がん、最先端医療機器の利用の仕組み がん全般に対する普及啓発など
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県レベルで取り組むことが必要な事業 医療の均てん化、相談支援の充実、就労支援、がん教育（企業）がん全般に対する普及啓発
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村レベルでの取り組むことが必要な事業 がん検診受診率向上、がん教育（小中高等学校、親世代を含むがん検診対象世代）、がん全般に対する普及啓発など